

社協だより ONAGAWA

宮ヶ崎区では、11月14日の地区秋祭り（芋煮会）開催に向けて、さつまいも掘りを行いました。

コロナ禍になってからは開催できずにいた秋祭り、今年は約2年ぶりの開催となります。この芋掘り作業も、例年は子どもたちと一緒に行っていましたが、子どもたちと一緒に作業を見送りとなりました。とはいえ、秋祭りで子どもたちにおいしい芋煮汁を振る舞いたい一心で、一生懸命にさつまいもを掘る住民さん。さつまいもを手にした表情がとても誇らしげに見えますね。

コロナ禍で様々な制限等があり、開催方法は変わりつつも、地域やそこに住む子供たちを想う気持ちが変わらないことはうれしいですね。



12

DECEMBER.2021

この広報誌の発行には、皆さまから頂戴した会費と共同募金からの配分金を使わせていただいております。

経済的な自立を図るために

本会では、様々な要因により経済的に生活が困窮している世帯を対象に『生活福祉資金貸付制度』を活用し、自立に向けた支援を行っています。

この貸付制度は、金融機関からの借入や他の制度が利用できない低所得者、障害者が属する世帯、65歳以上の高齢者が属する世帯に対して、必要な相談支援に合わせて資金の貸付や償還に伴う支援など、その世帯の自立に向けて総合的に支援する仕組みとして公費を財源とする公的な貸付制度の1つで、償還まで民生委員・自立相談支援機関も一緒に支援を行います。

例えば…

『進学したいけど、学費どうしよう』

『働きはじめたけど、次の給料までお金がないなあ』

『病気で仕事が休みがちで給料が少ない』

『車いすを乗せられる車両が必要だわ』

『失業してしまった』

『お葬式の費用、借りられないかしら』



こんなお困りごとがありましたら、ぜひご相談ください。

●貸付の要件

- 個人ではなく「世帯」を単位として貸付けるもので、原則として「世帯主」（生計中心者）が借入申込者となります。
- ただし、世帯主が65歳以上の高齢者の場合で、子ども等と同居の場合は子どもが借入申込者となります。
- 原則として、連帯保証人（宮城県内在住）が必要ですが、どうしても保証人を付することが困難な場合等でも借入することができます。ただし、有利子での貸付となります。
- 他方の公的貸付制度の貸付を受けることができる場合には、他制度を優先して活用していただきます。**

⇒ **他制度** 例：ひとり親家庭の場合：母子父子寡婦福祉資金

教育資金の借入の場合：日本学生支援機構が行う奨学金や育英資金等
その他金融機関のローンなども優先していただきます。

●ご利用いただける世帯

1. 低所得者世帯

おおよその世帯収入基準

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	加算額
低所得者世帯	150,000	234,000	318,000	381,000	434,000	35,000
高齢者世帯	192,000	293,000	398,000	476,000	542,000	45,000

この世帯収入基準は、実際に一緒に生活されている方々の収入合計です。（生活実態と共にしている方）

2. 障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯、又は障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方が属する世帯。

3. 高齢者世帯

日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の収入が一定基準以下の世帯。
※一定基準については、世帯収入基準参照。

●資金の種類

- ◇日常生活全般に困難を抱え、生活の立直しのために=総合支援資金
- ◇生業資金や技能取得資金、住宅の増改築や障害者用自動車の購入資金など=福祉資金 福祉費
- ◇緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合=緊急小口資金
- ◇学校教育法に定められた高等学校、短大、大学などへの入学や修学に必要な経費=教育支援資金
- ◇そのほかに、不動産担保型生活資金や要保護世帯向け不動産担保型生活資金等があります。

上記に記載した以外にも、貸付要件等がありますので、詳細につきましては 本会までご相談ください。TEL:53-4333



地区活動に、ぜひご活用ください！

女川町社会福祉協議会 「福祉の出張講座」

本会では、地区活動に役立つ出張講座を各種取り揃えています。お申込みいただくと、本会職員や地域のボランティアの方々が講師となって、地域へ出向く出張講座となっております。

また、下記のメニュー以外にも、地域で取り組みたい内容に応じて講座の内容を作成することもできますので、お気軽にご相談ください。

	メニュー名	内 容
1	お手軽防災グッズ手作り講座 &非常食体験講座	身の回りにあるものを使って防災グッズを手作りしてみませんか。 また、ラーメンやポテトサラダ等面白い非常食づくりも体験できます。
2	くすりのはなし	女川薬局の薬剤師が「薬」についてわかりやすく教えてくれます。
3	女川温泉ゆぽっぽ支配人の温泉入浴講座	健康に良いとされるお風呂。正しく入るとその効果も倍増です。温泉ソムリエの資格を持つ支配人が、入浴時の注意点や効果について楽しくお話しします。
4	コミュニケーション麻雀体験	認知症予防に効果があるとされる健康麻雀は今、大変注目を浴びています。ルールが難しいというイメージがある麻雀ですが、高齢の方や認知症の方でも簡単に理解できるように考えられたのがコミュニケーション麻雀です。ぜひ、一度体験してみませんか。
5	介護・介護保険について知ろう	介護保険制度とは？その仕組みや受けられるサービス内容、条件についてわかりやすくお伝えします。
6	健康づくり・介護予防講座	介護予防の普及啓発を目的とした講座です。 日常生活に取り入れやすい筋力トレーニング、認知症予防プログラム、専門職による健康教育などを行います。
7	認知症について知ろう	誰しもがかかる可能性をもっている「認知症」。認知症という病気を正しく理解することにより、ちょっとした配慮や工夫ができるようになります。
8	成年後見って何だろう？	成年後見制度をわかりやすくお伝えします。認知症等で判断能力が衰えてしまった方の権利を守るとされるこの制度ですが、知っておきたいポイントなどを学びます。
9	たこ焼き体験	生地を流してから焼けるまで15分～20分程度、1度に20個焼くことができます。焼きながら過ごす楽しいひと時を、ぜひお楽しみください。

上記についてのお申込み・お問合せは下記までご連絡ください。
女川町社会福祉協議会 TEL：53-4333



生活支援コーディネーターの 『いいものみ~つけ!』

No.16

地域ズームアップ!!①



『石浜区』

おもと 石浜区万年青クラブ設立後、初のスポーツ大会出場！

石浜区では、行政区の事業としてペタンクに取り組んで初となる「ヘルシースポーツ地区大会」への参加がきっかけとなり、令和3年4月に「石浜万年青クラブ」という老人クラブを設立しました。コロナ禍により行事等の中止が相次ぐ中ではありましたか、令和3年度女川町老人クラブ連合会主催のスポーツ大会が開催され、万年青クラブ会員がペタンク競技・グラウンドゴルフ競技へ初出場しました。ペタンクの練習日も週1回から週3回に増え、皆さんの楽しみ・生きがいの一つとなってきているようです。グラウンドゴルフも石浜公園で練習していますが、大会を機に隣地区の「宮ヶ崎球遊会」との交流を兼ねた練習へも出向いています。

初めは少人数から始まったペタンクですが、今は何をするにも声掛け一つで「みんなが集う」動きが生まれてきています。

他にも月1回のお茶会も再開し、飲食についてはまだ自粛中ですが集う機会は少しずつ増えてきているようです。



こけ

苔テラリウムづくりで癒しの時間

石浜区では、コミュニティスペースうみねこ八木氏の支援のもと、苔テラリウムづくりを行いました。

苔植物は、お花屋さんでもよく目にするもので、青々としていてそのかわいい姿に、年齢問わず癒されると、今とても人気がある植物です。

この「苔テラリウム」、作り方はいたって簡単で、瓶の容器に苔を敷き詰め森にたとえ、そこに自分の感性で飾りをしていきます。湿潤なガラス容器の中は苔にとって快適な環境となります。そのため、長期間飾ることもできると一石二鳥なのです。

参加された皆さんには、コツコツ黙々と苔に触れながら癒しの時間を堪能されていました。



万年青(オモト) クラブの名付け親 遠藤 進 区長に『万年青』に秘められた想いなどを聞きしました。

「万年青」と書いて「オモト」と読みます。万年青は、青々とした光沢のある葉が一年中枯れることなく茂るので、緑の少ない季節を彩ってくれます。そのため昔から縁起の良い植物とされ、別名縁起草(千年も万年も生きる)とも言われていたようです。花言葉は、長寿・長命です。

高齢者の皆さんのが、体の全部が元気で長生きができる事を願ってクラブの名前にしました。



地域ズームアップ!!②

南三陸交流会へGO!!

コミュニティスペースうみねこ・歌津地区復興支援の会一燈（いっと）様の支援をいただき、石浜区万年青クラブ・宮ヶ崎球遊会合同で女川を飛び出し「南三陸グラウンドゴルフ交流会」へ行ってきました。当日は、秋空のもと、万全な感染対策をしながら、南三陸の皆さんとグランドゴルフを通して交流を深めました。長いコロナ禍で久しぶりの遠出となった皆さん、うれしさがあふれ出たとてもチャーミングな笑顔が見られました。

楽しい時間を過ごし、女川町での再会を約束しながら会場を後にした皆さんでした。

次は女川さございん！



地域ズームアップ!!③

『大原北区』

嬉しいね～! アラ、エッサッサ

秋だ！さあ動き出そう！～歩け歩け運動&芋煮会～

新型コロナウイルス感染症も少しずつ落ち着き始め、地域も動き出そうとしています。大原北区では2年ぶりとなる歩け歩け運動を開催しました。

コースをA・Bの2つに分け、Aコース1時間・Bコース30分ほどのコースを自分の体力に合わせてコースを選び歩きます。（私、住吉生活支援コーディネーターもAコースで一緒に歩きました）

女川のおいしい空気を吸いながら、景色を眺めおしゃべりしたり、立ち止まって女川の変化を見たりとあっという間に歩き切ることができました。

ゴールが近くなるにつれ、おいしそうなおいが漂い皆さんのテンションもまた上がりました。

おいしい新米おにぎりと具沢山豚汁をお出迎えです。「またすぐやっぺし。やっぱり楽しいね、気持ちがいいね。」と皆さんの声！

住民さんのパワーに、大原北区はこれからどんどん動き出しそうな勢いです。



大原北区 鈴木 浩 区長 談

ようやく少しずつコロナも落ち着いてきて安心しました。でも、この長かった自粛生活で見えていたのは外出の機会の減少による体力低下で自宅での転倒です。また一刻も早くみんなで顔を合わせて笑いたい。それが何より一番だと思っています。

うみねこ園たより

2021年秋の思い出



前回は、夏の思い出をお届けしましたが、今号お届けするのは『秋の思い出』第1号！この秋最初の思い出は、利用者さんがうみねこ園の周辺で取ってきた立派なすすきが飾られた中で行った十五夜の会です。

午前に十五夜にまつわる紙芝居や音楽を楽しんだあと、午後はまん丸お月様に見立ててのホットケーキクッキング。

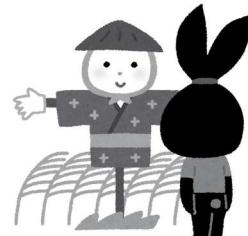
コロナ禍でこのところクッキングの機会が減っていたこともあり、はりきって取り組んでいた利用者さんたち。中にはお月様にはとても見えないホットケーキもありましたが、それはご愛嬌。自分で作つたとあって格別な様子、それぞれの「お月様」をペロリと平らげていました。



お月見は好きだけど、ホットケーキはもっと大好きっ!!



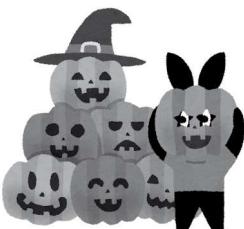
立派な大根獲れたよ！



10月28日は、ボランティアさんにお手伝いいただきながらの恒例の大根収穫。

雨の多い時期ではありましたが、当日はどうにか晴れの日に。風が強く例年ほどの作業時間は長く取れませんでしたが、畑から大根を抜いたり大根を運んだりと、収穫に勤しんでいます。なぜなら・・・後日、豚汁となってお腹の中におさまるのを想像しているから・・・。

畠の管理や収穫作業に協力していただいたボランティアの皆さん、ありがとうございました。



大根収穫の翌日に、10月最後のイベント、ハロウィン。自分たちで作った魔法使いの装いに身を包むとさっそく冒険の旅へ。

ハロウィンの宝箱の鍵を盗んだ犯人の思わぬ正体とは？そして、その犯人から宝箱の鍵を奪い返すことはできたのか？

それぞれの特技をいかし、数々の謎や試練に挑んだ利用者さんたち。果たしてハロウィンの宝箱の中身であるお菓子を堪能することができたのでしょうか…？

というふうな具合に、秋を堪能したものの、まだ秋は半ば。終わっていないイベントもいくつかあるので、次号でも紹介させていただきたいと思います。

皆さん、残りの秋も楽しんでいきましょう！



こんにちは 女川町ひとり親家庭福祉会です。

ひとり親が子供を育てていくのは想像以上に大変で、常に様々な判断を迫られ悩みごとや負担を抱えながらの長い道のりです。また、現代は、つながりの希薄化など、『助けて』と言いにくい社会とも言えます。

女川町ひとり親家庭福祉会（以下、本会）では、ひとり親の方々が安心して生活を送ることができるよう、母子家庭・父子家庭を問わず各種相談対応や情報提供、会員同士の交流を図るための事業などを行っております。

なお、本会では随時会員を募集しておりますので、会の活動にご興味のある方、

また、ご不明な点などございましたら、本会担当者までお気軽にお問合せください。

誰もが『助けて』といえる社会へ



【お問合先】 担当：酒井・久保 TEL：0225-53-4333

『おすそわけ』という支援の在り方

本会では、事業の一環として『認定NPO法人おてらおやつクラブ』（以下、おてらおやつクラブ）のご支援をいただき ひとり親家庭への食糧支援を行っています。



『おてらおやつクラブ』では、仏さまからのおさがりを「おすそわけ」としてお届けすることにより、子どもの貧困問題を解決する取り組みを行っています。

これまでの支援方法は、ひとり親を支援する団体を通じて必要なご家庭におすそわけをお渡ししていましたが、この度、おてらおやつクラブから直接、ひとり親世帯のご家庭へお届けいただけるようになりました。

これから年末年始に差し掛かり、学校の冬休みや会社の休暇、クリスマスや年越し行事など出費が多くなる時期です。皆さんも、ぜひ仏さまからの『おすそわけ』をご活用ください。

【ご利用いただける方】

- ①ひとり親家庭（児童扶養手当受給またはそれに準ずる世帯）
- ②18歳未満の子どもと同居している世帯
- ③経済的にお困りの状況にある世帯

以上 3つの条件すべてに該当するご家庭の方が申込可能です。

【申込方法について】

□上記条件をすべて満たし、おてらおやつクラブからの直接のご支援をご希望される場合は、LINE画面からお友達登録を行います。（右記のQRコードよりご登録いただけます。）

次に、おてらおやつクラブのLINEページに表示される「お母さん・お父さん」の区分をタップし、LINE連携の画面に進みます。連携完了後にLINEページに表示される「相談フォーム」をタップし、ご家庭の状況に関する質問が表示され、回答いただきます。

□すべての質問に回答すると個人登録が完了となります。後日、おてらおやつクラブから直接郵送でお菓子や食品、日用品などがご自宅へ届く仕組みです。



LINE登録
QRコード

「認定NPO法人おてらおやつクラブ」の活動を支える

現在、社会の1つの大きな問題として、ひとり親世帯の貧困問題が挙げられており、この解決には支援の輪を広げていく必要があります。おてらおやつクラブでは、長期的に当活動を継続し、こどもたちの成長を見守っていくためにも、皆様からのご寄付を募集しています。お預かりしたご寄付は、おてらおやつクラブの活動の原資として活用いたします。

以下の銀行振込方法以外にも、郵便振替やクレジットカードでの継続寄付なども受け付けしております。詳細についてはおてらおやつクラブホームページをご確認ください。なお、おてらおやつクラブへのご寄付は、寄付金控除の対象となります。

【銀行振込】ゆうちょ銀行 【店番】四五八支店 【口座番号】普通 2577563 【口座名義】トクヒ) オテラオヤツクラブ

皆様の善意に感謝申し上げます。

皆様から頂く寄附金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。

今後とも、皆様のご理解をよろしくお願いします。

寄附金【9月1日～10月31日受付分】

(敬称略)

行政区	氏名	金額
上三区	佐藤佳樹	20,000円

「シニアのための学び」、始めてみませんか？！

宮城いきいき学園 令和4年4月入学生募集

「宮城いきいき学園」は、シニアカレッジとして高齢者の学習ニーズに応えるための学習の場の提供を通して、生きがいづくりと健康づくりを推進するとともに、地域社会の発展に寄与できる高齢者の地域リーダーとなる人材の育成と地域貢献活動への参加を目的としています。

学習やスポーツ・文化活動を通して仲間とふれあいを深め、明るく楽しい充実した学園生活をぜひご体験ください。

- ・**応募対象**：宮城県内に居住の60歳以上の方で、健康で学習意欲があり、2年間継続して受講可能な方。
ただし、卒業された方の再入学はできません。
- ・**場所**：宮城いきいき学園石巻校（東松島コミュニティセンター 東松島市矢本字大溜1-1）
ほか、仙南校、大崎校、気仙沼・本吉校、登米・栗原校があります。
- ・**募集人数**：各校40人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策上、募集定員を減ずる場合があります。
- ・**学習日**：月1～2回（1回4時間）を原則として、年間21日（2学年制）
- ・**内容**：「健康で豊かな人生の創出」「地域貢献活動への参画」「特別活動」の3領域で構成し、講義・演習・実技・体験・自主活動などを通じて2年間で学習するように編成しています。
- ・**募集期間**：令和3年12月1日（水）から令和4年2月28日（月）消印有効
- ・**入学金**：5,000円
- ・**受講料**：年間20,000円
- ・申込書は、宮城県社会福祉協議会ホームページ（<http://www.miagi-sfk.net/>）
市町村の高齢者福祉担当課及び生涯学習担当課、市町村社会福祉協議会から入手できます。



【申込・お問合先】宮城県社会福祉協議会 いきがい健康課 電話：022-225-8477

12月3日から9日は「障害者週間」です。

毎年、12月3日から12月9日までの一週間は「障害者週間」、そして12月9日は「障害者の日」です。

どんな障害を持って生まれたとしても、分け隔てられることなく社会生活を送る権利があります。そして、障害者の人も積極的に社会へ参加する意欲が大切であり、意識を高めようという週間です。

また、12月3日は、世界的に障害者問題への理解促進、障害者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とした記念日として「国際障害者デー」とも位置づけられています。

知っていますか？このマーク

街中には様々なマークがありますが、障害者の運転に関するマークには以下のようなものがあります。



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害の方（免許条件）が運転する車に表示するマークです（義務）。



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由の方（免許条件）が運転する車に表示するマークです（努力義務）。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。